2．当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額	1,572,477千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費	2,610,170千円
当期総利益に与える影響額（差引き）	△1,037,693千円

⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額	989千円
合計	△1,036,704千円

（金融商品の時価等の注記）

1．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については、預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については国立大学財務・経営センター及び民間金融機関からの借入れにより調達しています。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、公債及び社債を保有しており株式等は保有していません。

また、未収附属病院収入は、国立大学法人神戸大学債権管理及び収入事務取扱要領及び国立大学法人神戸大学医学部附属病院未収金管理基準に沿ってリスク管理を行っています。

国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金の使途は、附属病院及び学生寄宿舎の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施しています。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、重要性の乏しいものは、次表には含めていません。　（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊1）	時価（＊1）	差額（＊1）（時価－貸借対照表計上額）
⑴　投資有価証券及び有価証券			
満期保有目的の債券	5,232,138	5,304,003	71,865
⑵　現金及び預金	7,832,958	7,832,958	－
⑶　未収附属病院収入及び長期未収入金	5,720,945		
徴収不能引当金（＊2）	△ 75,595		
	5,645,350	5,645,350	－
⑷　国立大学財務・経営センター債務負担金	(8,562,845)	(9,137,937)	(575,092)
⑸　長期借入金	(16,537,201)	(17,180,904)	(643,703)
⑹　未払金（＊3）	(10,508,369)	(10,508,369)	－

（＊1）負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

（＊2）未収附属病院収入及び長期未収入金に計上している徴収不能引当金を控除しています。

（＊3）貸借対照表上に計上している未払金のうち、リース債務を除いています。

（注1）　金融商品の時価の算定方法

⑴　投資有価証券及び有価証券

これらの時価について、取引金融機関から提示された価格によっています。ただし、譲渡性預金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑵　現金及び預金並びに⑶　未収附属病院収入及び長期未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。なお、長期未収入金のうち貸倒懸念債権については、担保又は保証による回収見込額等により、時価を算定しています。

⑷　国立大学財務・経営センター債務負担金、⑸　長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しています。

⑹　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（資産除去債務の注記）

1．資産除去債務の内容

⑴　職員宿舎

法令にもとづくアスベスト処理費用です。

⑵　本館Ａ棟（名谷）

法令にもとづくアスベスト処理費用です。

2．支出発生までの見込期間、適用した割引率等

使用見込み期間を契約期間及び残存耐用年数にもとづき見積もり、割引率は期間に応じた長期国債利回りを使用しています。

3．資産除去債務の総額の期中における増減内容

変　動　の　内　容	当事業年度における総額の増減
当事業年度期首残高	21,149千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
その他	462千円
当事業年度末	21,611千円

4．貸借対照表に計上していない資産除去債務の内容、債務を合理的に見積もることができない理由

本学は建物内で放射線物質を使用しており、放射線廃棄物として廃棄処分することが義務付けられています。しかし、汚染状況の検査結果により除染作業等を行うこととなるため、将来の資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務は計上していません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（その他）

金額の端数処理は、項目毎に四捨五入を行っているため、合計額と合致しない場合があります。